

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

基本契約書（案）

平成20年10月

大 牟 田 市

荒 尾 市

目 次

前 文	1
第 1 条 (目的及び解釈)	1
第 2 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第 3 条 (定義)	2
第 4 条 (事業日程)	2
第 5 条 (本件事業者の役割分担)	2
第 6 条 (本事業に関し当事者が締結すべき契約)	3
第 7 条 (本事業の内容)	3
第 8 条 (本施設の設計・工事)	3
第 9 条 (本施設の維持管理業務)	3
第 10 条 (特別目的会社の設立)	3
第 11 条 (財務書類等の提出)	5
第 12 条 (本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)	5
第 13 条 (プロジェクト契約上の権利義務の譲渡の禁止)	5
第 14 条 (債務不履行等)	5
第 15 条 (秘密保持義務)	5
第 16 条 (準拠法及び管轄裁判所)	6
第 17 条 (定めのない事項)	6
別紙 1 事業日程	8
別紙 2 本施設の設計・工事にかかる業務の概要	9
別紙 3 本施設の維持管理にかかる業務の概要	10

大牟田市及び荒尾市（以下「甲」と総称する。）【SPC の名称】（以下「本会社」という。）並びに、代表企業、構成員及び構成員（以下「株主」と総称し、本会社及び株主を「本件民間事業者」と総称する。）は、大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本基本契約」という。）する。

前 文

甲は、本施設の建設（設計・工事）及び維持管理等に関し、民間企業の経営能力及び技術的能力等の民間活力を活用することを目的とした、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の趣旨に沿って、その効果を最大限に発揮するため、事業者に対し、本事業にかかる設計・工事及び維持管理等の諸業務を一体の事業として発注することとした。

甲は、本事業にかかる総合評価一般競争入札による事業者募集を実施して事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、[] [] 及び [] から成る入札企業を事業者として選定した。事業者として選定された入札企業は、本事業にかかる入札手続において株主が提出した平成 [] 年 [] 月 [] 日付事業者提案書で提案した設計・工事及び維持管理にかかる良質なサービスを、本基本契約の各条項の規定に基づき提供することを確認した。

株主は、平成 20 年 10 月付け「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 入札説明書」（その後の改訂も含む。）に従い、本事業にかかる維持管理業務を行わせるために、本会社を設立した。

甲、本会社及び株主は、かかる経緯のもと、以下のとおり本事業に関する当事者間の基本事項について合意し、本基本契約を締結する。

第 1 条（目的及び解釈）

本基本契約は、甲及び本件民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

第 2 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 本件民間事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条（定義）

本基本契約において使用する用語の意義は、本基本契約にて別途定義されている用語を除き、以下のとおりとする。

1. 「維持管理業務委託契約」とは、甲と本会社との間で締結される「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 維持管理業務委託契約書」をいう。
2. 「請負代金」とは、本設計・本工事の請負代金をいう。
3. 「業務要求水準書」とは、平成20年10月付け「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 業務要求水準書」をいう。
4. 「建設工事請負契約」とは、甲と工事請負人との間で締結される「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 建設工事請負契約書」をいう。
5. 「工事請負人」とは、株主である〔 〕、〔 〕により構成される〔 〕建設共同企業体をいう。
6. 「構成員」とは、〔 〕、〔 〕をいう。
7. 「プロジェクト契約」とは、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約を総称したものをいう。
8. 「設計受託者」とは、本会社の株主である〔 〕をいう。
9. 「代表企業」とは、〔 〕をいう。
10. 「入札企業」とは、代表企業及び構成員をいう。
11. 「法令等」とは、法律・条令・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
12. 「本工事」とは、本施設の工事業務をいう。
13. 「本施設」とは、共同浄水場及び共同浄水場外の維持管理対象施設をいう。
14. 「本設計」とは、本施設に関する設計業務をいう。

第4条（事業日程）

本事業は、別紙1の事業日程により実施されるものとする。

第5条（本件事業者の役割分担）

本事業の実施において、本件事業者を構成する各当事者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- （1）本施設の設計業務は、設計受託者がこれを行う。
- （2）本施設の工事業務は、工事請負人がこれを行う。
- （3）本施設の維持管理業務は、本会社がこれを行う。
- （4）株主は、本会社の経営を監督し、第11条に定める義務を果たすものとする。

第6条（本事業に関し当事者が締結すべき契約）

- 1 甲と工事請負人は、平成21年4月末日までを目途として、建設工事請負契約を締結する。
- 2 本施設の設計業務にかかる部分については、建設工事請負契約において、工事請負人から設計受託者に委託されるものとする。
- 3 甲と本会社は、平成21年4月末日までを目途として、維持管理業務委託契約を締結する。

第7条（本事業の内容）

本事業の内容は、本施設の設計・工事及び維持管理であり、それぞれの概要は、第8条及び第9条に定めるとおりとする。

第8条（本施設の設計・工事）

- 1 本施設の設計・工事にかかる業務の概要は、別紙2に定めるとおりとする。
- 2 本施設の設計・工事業務については、建設工事請負契約締結後速やかに設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、平成22年4月1日以降に本施設の建設工事を着工し、本施設を平成24年3月31日までに完成させるものとする。
- 3 請負代金は、建設工事請負契約において、定めるものとする。
- 4 工事請負人は、建設工事請負契約の規定に従い、契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 5 本施設の設計・工事にかかる業務の詳細は、建設工事請負契約によるものとする。

第9条（本施設の維持管理業務）

- 1 本施設の維持管理にかかる業務の概要は、別紙3に定めるとおりとする。
- 2 本施設の維持管理業務にかかる事業期間は、平成24年4月1日から平成39年3月31日までとする。但し、本施設の甲への引渡しが遅れた場合は、当該施設の維持管理業務にかかる事業期間は、当該施設が甲に引渡された日の翌日から平成39年3月31日までとする。
- 3 本施設の維持管理業務にかかるサービス対価は、維持管理業務委託契約の規定に基づき、支払われるものとする。
- 4 本会社は、維持管理業務委託契約の規定に従い、契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 5 本施設の維持管理業務の詳細は、維持管理業務委託契約によるものとする。

第10条（特別目的会社の設立）

- 1 株主は、本事業の業務の一部である本施設の維持管理業務を担当させるために、本件民間事業者の一員として、株式会社たる本会社を適法に設立したものであることを確認する。
- 2 株主は、本会社の設立及び維持管理に関して締結した株主間の契約が、次の各号に定める事項を含み、また、株主が各号に定める事項に反する書面による、又は口頭の合意を行っていない

いことをここに表明する。

- (1) 本会社の本店所在地を福岡県大牟田市又は熊本県荒尾市とすること。
 - (2) 本会社の担当する業務は、本施設の維持管理業務の受託及び本基本契約において本会社が担当すべきとされるその他の業務のみとすること。
 - (3) 本会社の資本金を本施設の維持管理業務の開始前までに 50,000,000 円以上とし、本事業が終了するまでこれを維持すること。
 - (4) 入札企業の代表企業の株式保有割合が、本会社の設立時から本事業が終了するまでの間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
 - (5) 本会社の設立後直ちに、株主は、維持管理業務委託契約上の甲の本会社に対する一切の債権（業務履行請求権を含むがこれに限られない。以下「被担保債権」という。）を担保とするため、株主が所有し、本会社が発行する株式全部（以下「本件株式」という。）の上に、甲のために第一順位の質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
 - (6) 本会社が株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、甲の書面による事前の承認を得なければならないこと。
 - (7) 株主は、甲の事前の書面による承諾なく、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を行使してはならないこと。
 - (8) 本件株式に関連して新株予約権の株主への付与又は株主による取得があった場合、本件株式に基づく新株引受権の株主への付与又は株主による取得若しくは新株の株主への割当があった場合その他これらに類似する権利の株主への付与又は株主による取得があった場合には、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利、若しくは本件株式に対する新株の割当なくして株主が取得した本件株式以外の本会社が発行した株式に、第（ 5 ）号に準じて質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
 - (9) 株主は、甲の同意なくして本会社の株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利の譲渡、これらに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (10) 株主は、本会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本会社への追加出資又は劣後融資に応じること、その他甲が適切と認める支援措置を講ずることにより、本会社を倒産させないよう最大限努力をするものとし、本会社が維持管理業務委託契約上の債務を履行できるように、最大限の努力をすること。
 - (11) 本会社が維持管理業務委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること及び株主がこれに協力すること。
- 3 株主は、各自の保有する議決権を行使して、第 2 項第（ 1 ）号から第（ 3 ）号に記載の内容に反して本会社の本店所在地、本会社の目的又は本会社の資本金額を変更させないものとする。
- 4 本会社は、本基本契約締結後速やかに、甲に対し定款の写しを提出するものとする。
なお、その後定款を変更したときには、速やかに変更後の定款を甲に対し提出するものとする。
- 5 本会社は、本条第 2 項第（ 5 ）号記載の甲の同意を得て、設立時の株主以外の者に対して第三者割当増資を行ったときは、新しく株主になった者の住所及び氏名又は商号を甲に通知するものとする。
- 6 株主は、第 2 項第（ 3 ）号から第（ 7 ）号に規定される義務を連帯して履行することを甲に

対し約束する。

第 11 条 (財務書類等の提出)

- 1 本会社は、各事業年度最終日の 3 ヶ月前までに、共同浄水場の使用開始年度については、使用開始予定の 6 ヶ月前までに翌事業年度の事業計画を、別途本会社が定め甲が承認する様式により、甲に提出するものとする。甲は、当該事業計画を確認し、疑義がある場合には、本会社に対し質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。
- 2 本会社は、本事業が終了するまでの間、経営の健全性及び透明性を確保するために、各事業年度最終日より 3 ヶ月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（乙が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を甲に提出しなければならない。甲は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、本会社に対して質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。
- 3 本会社は、本事業が終了するまでの間、前項のほかに、株主をして、株主に関する経営状況及び会社法第 435 条第 2 項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（株主が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を、当該株主の毎事業年度最終日より 3 ヶ月以内に、甲に提出させなければならない。甲は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、本会社に対し質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

第 12 条 (本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

甲及び本件民間事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

第 13 条 (プロジェクト契約上の権利義務の譲渡の禁止)

甲、工事請負人及び本会社は、プロジェクト契約上の権利義務につき、相手方の事前の承諾なく第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

第 14 条 (債務不履行等)

- 1 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 建設工事請負契約が解除された場合、甲は、維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

第 15 条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び本件民間事業者は、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は本件民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
 - (4) 甲及び本件民間事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び本件民間事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等（大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号。その後の改正を含む。）又は荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。その後の改正を含む。）を含む。）に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲又は本件民間事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本契約に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条（定めのない事項）

本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び本件民間事業者が協議して定めるものとする。

（以下余白）

本基本契約の成立を証するため、本書 [] 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 21 年 月 日

(甲)

大牟田市企業管理者

荒尾市水道事業管理者

(本 会 社)

[住 所]

[名 称]

[代表取締役]

(株 主)

[住 所]

[氏 名]

(株 主)

[住 所]

[氏 名]

(株 主)

[住 所]

[氏 名]

別紙 1 事業日程

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 . 本基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約締結 | 平成 21 年 4 月 |
| 2 . 設計期間 | 本基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託
契約締結日の翌日 ~ 平成 22 年 3 月末 |
| 3 . 工事期間 | 平成 22 年 4 月 ~ 平成 24 年 3 月末 |
| 4 . 維持管理期間 | 平成 24 年 4 月 ~ 平成 39 年 3 月末 |

以 上

別紙 2 本施設の設計・工事にかかる業務の概要

本施設の設計・工事にかかる業務は以下のとおりである。なお、詳細については業務要求水準書によるものとする。

- (1) 設計業務
 - ア 事前調査
 - イ 基本設計
 - ウ 詳細設計
 - エ 電波障害等対策
- (2) 工事業務
 - ア 土木工事
 - イ 建築工事
 - ウ 機械設備工事
 - エ 電気設備工事

以 上

別紙 3 本施設の維持管理にかかる業務の概要

本施設の維持管理にかかる業務は以下のとおりである。なお、詳細については業務要求水準書によるものとする。

- (1) 共同浄水場
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 水質管理業務
 - エ 修繕業務
 - オ 消耗品調達管理業務
 - カ 膜交換業務
 - キ 薬品調達管理業務
 - ク 光熱水燃料調達管理業務
 - ケ 浄水ケーキ有効利用業務
 - コ 見学対応業務
 - サ 警備業務
 - シ 植栽管理業務
 - ス 清掃業務
 - セ 事業終了時の引継ぎ業務
 - ソ 災害及び事故対策業務
- (2) 共同浄水場外施設
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 消耗品調達管理業務
 - エ 薬品調達管理業務
 - オ 燃料調達管理業務
 - カ 植栽管理業務
 - キ 清掃業務
 - ク 警備業務

以 上